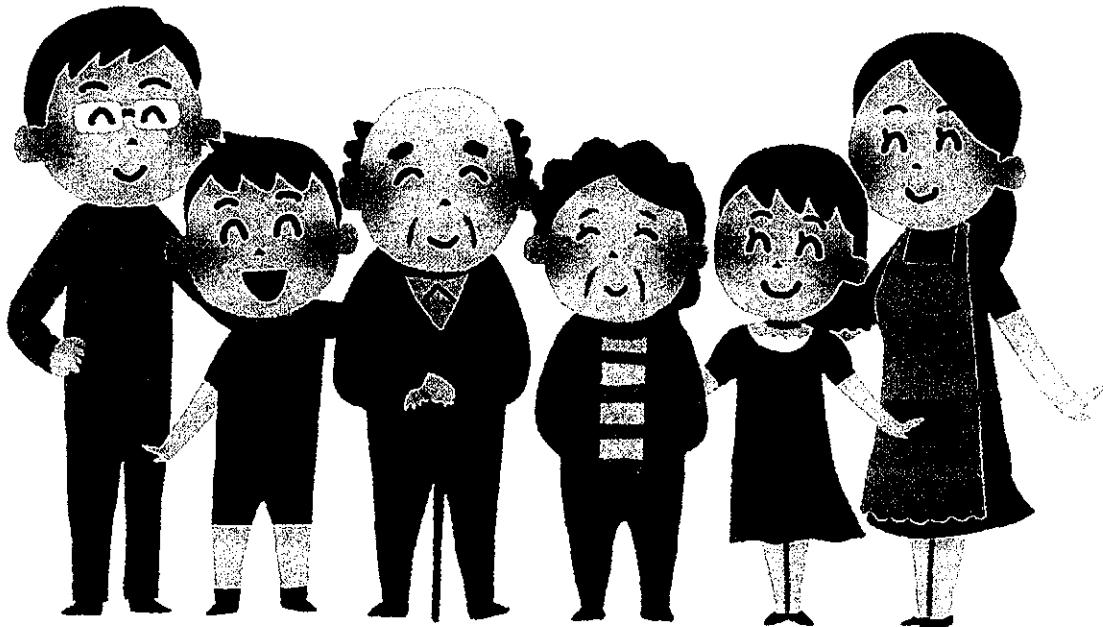


せたかやの高齢者施設

お役立ちガイド

高齢者施設って何？



平成29年10月

世田谷ケアマネジャー連絡会

施設ケアマネジャー部会



「せたがやの高齢者施設 お役立ちガイド」

作成にあたって

みなさま、こんにちは。

私たち世田谷ケアマネジャー連絡会施設ケアマネジャー部会（以下「施設ケアマネジャー部会」）が作成した「せたがやの高齢者施設 お役立ちガイド」（以下「お役立ちガイド」）をご覧いただき、ありがとうございます。

少子高齢社会の進展とともに、高齢者施設への要望や期待は高まり、それに応える形で、施設の種類も数も増えています。ここ世田谷区も例外ではありません。

そのような中で、私たち施設ケアマネジャーは、施設選びに関してさまざまな声をお聞きします。

- *見学に来た方から～「何をどのように選んだらよいかわからない」
- *入居したご本人・ご家族から～「大変な思いをして入居したのに、抱いていたイメージと違った」
- *ケアマネジャーから～「施設の体系が複雑で、施設入居を考えている方々にうまく説明ができない」

この「お役立ちガイド」は、このような皆さまのお役に立ちたいと、世田谷にある高齢者施設に関心のある方や、これから施設利用を希望する方に向けて作成しました。

世田谷区内には、どのような種類の高齢者施設があるのか、また、利用に向けてどのような準備をしたらよいのかなど、大まかな目安を立てる際の参考にしていただけたら幸いです。

ぜひ、この「お役立ちガイド」をご活用いただき、施設入居後も、ご本人はもとより、ご家族も健やかで心豊かな日々をお過ごしいただけますよう、施設ケアマネジャー部会一同、心より願っております。

世田谷ケアマネジャー連絡会 施設ケアマネジャー部会について

世田谷区在住在勤のケアマネジャーの職能団体である「世田谷ケアマネジャー連絡会」の部会の一つです。6年前から、さまざまな施設に勤務するケアマネジャーが月1回集まり、自由な雰囲気の中で、事例検討や研究、交流などを行っています。

いつでも入会大歓迎です。ご興味のある方は、下記までお気軽にお電話ください。

連絡先 03-5450-3481

「せたがやの高齢者施設 お役立ちガイド」

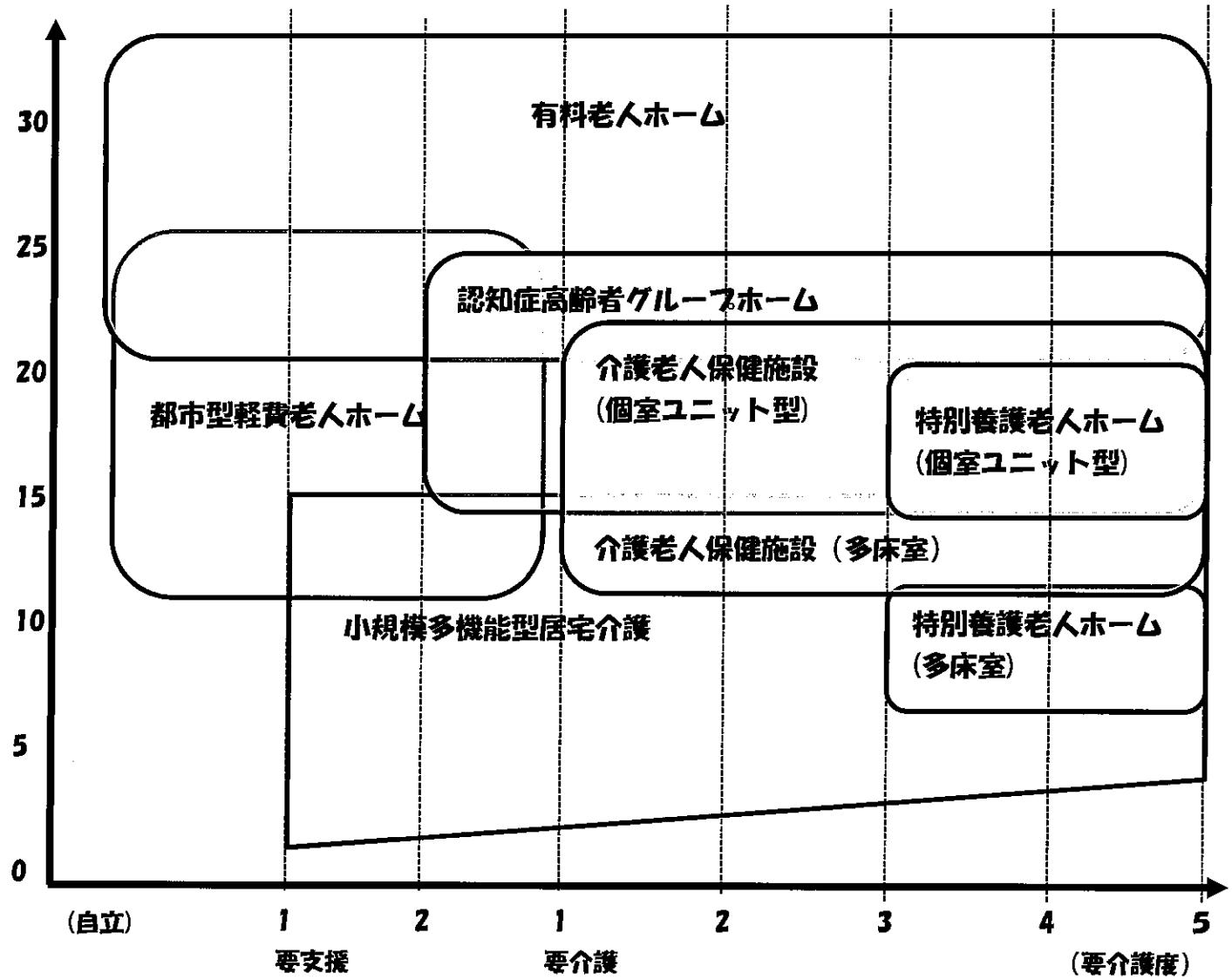
目 次

作成にあたって	1
せたがやの高齢者施設 全体イメージ	3
わたしの希望・条件整理シート	4
入居のための資金計画シート	5
せたがやの高齢者施設の種類一覧	6
各高齢者施設の概要	7
(参考) よく似た 24 時間体制のサービスの比較	
(参考) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の 関係性イメージ図	18
高齢者施設利用料等に係わる減額・減免等の制度	19
施設利用に関する相談窓口	20
日常生活の困りごとなどに対する総合相談窓口	21

せたがやの高齢者施設 全体イメージ

(利用料等の費用)

(万円／月)



(注)この図は、世田谷区にある高齢者施設について、利用料等の費用負担や身体状況の観点から、各施設がどの辺りに位置しているのかをイメージしていただくための、おおよかな目安として作成したものです。

わたしの希望・条件整理シート

記入年月日 年 月 日
記入者氏名 _____

【利用対象者について】

- ・一人 ①個室希望 ②多床室希望 ③どちらでもよい
- ・二人以上同時 ①同室希望 ②別室希望
- ・将来的には二人以上 ①1年以内 ②3年以内 ③見通しなし(未定)

【利用対象者の現況について】

- ・満年齢 _____ 歳
- ・住所(住民登録地) ①世田谷区内 ②世田谷区外
- ・現在の居所 ①自宅 ②病院 ③施設
- ・介護認定 ①なし ②自立 ③要支援(1・2) ④要介護(1・2・3・4・5) ⑤不明
- ・現在の介護保険サービスの利用 ①なし ②あり()
- ・認知症 ①診断なし ②診断はないが疑いあり ③診断あり
- ・治療中の疾病 ①なし ②あり()
- ・既往症 ①なし ②あり()
- ・必要な医療処置 ①なし ②あり()
- ・食事や排泄、身支度、移動、入浴等に不自由はありますか。①問題なし ②手助けが必要
- ・買い物や洗濯、掃除等の家事や、お金の管理や薬の管理、外出して乗り物に乗ること等に不自由はありますか。 ①問題なし ②手助けが必要
- ・連帯保証人(身元引受人)の有無 ①なし ②あり(続柄)

【入居の希望について】

- ・希望理由 ①必要に迫られて ②将来に対する不安に対して
- ・希望時期 ①将来的に(1年以上先) ②検討中(1年以内) ③できる限り早く

【施設に求めるもの】

- 日常の安否確認や見守りが受けられる。
- 一定以上の費用がかからない。(毎月の支払い金額に大きな差がない)
- 家族に負担がかからない。
- 本人の希望にあわせ外出・外泊ができる。
- 医師や看護師がいる。
- 本人の希望に即した介護サービスが利用できる。
- 専門職によるリハビリテーションが受けられる。
- レクリエーションが充実している。
- おいしいものが食べられる。
- 体調に応じた食事の提供が受けられる。
- 終身利用できる。
- その他

【メモ欄】

(世田谷ケアマネジャー連絡会施設ケアマネジャー部会作成)

入居のための資金計画シート

年金その他の収入と、月々に必要な管理費や食費などの支出を考慮して、わかる範囲で資金計画を立てることをお勧めします。後に、想定していない支出が生じることもあり得るので、いざというときに慌てないように、支出は多めに、収入は少なめに計画した方が良いでしょう。

① 入居時に活用可能な財産見込み（入居時に一括して支払う場合の費用についての計画）

自宅等を売却した場合(税引後)	万円
預貯金	万円
有価証券を売却した場合	万円
退職金	万円
生命保険等を解約した場合	万円
その他	万円
入居時点での財産合計目安	万円
うち、入居時に割り当て可能な金額(充分な余裕をみてご検討ください)	万円

② 月々の収入見込み（入居した後の生活費支出についての計画）

公的年金	円	家族の援助	円
個人年金	円	預貯金取崩し	円
家賃収入	円	利子・配当金	円
給与収入	円	その他の収入	円
月々の収入見込み額 合計	円		

<入居後の月々の支出見込み>（希望の施設を利用する場合に必要となる支出見込み）

家賃(毎月支払う場合)、居住費	円
管理費	円
食費	円
介護サービス費	円
日用品費	円
光熱水費	円
通信費	円
交際費・レクリエーション費	円
医療費・医薬品代	円
その他	円
月々の支出見込み額 合計	円

(参考:公益社団法人 全国有料老人ホーム協会「有料老人ホーム基礎知識」)

せたがやの高齢者施設の種類一覧

(平成29年9月)

頁	種別	根拠法	対象者	施設数
7P	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	老人福祉法 介護保険法	常時介護を要するが、治療行為の必要はなく、自宅での介護は困難である人	20
8P	地域密着型特別養護老人ホーム	老人福祉法 介護保険法	常時介護を要するが、治療行為の必要はなく、自宅での介護は困難である世田谷区民	1
9P	老人保健施設 (介護老人保健施設)	老人福祉法 介護保険法	病状安定期にあり、在宅生活に向け、看護・医学的管理の下でリハビリテーション・看護・介護が必要な人	9
10P	介護療養型医療施設 (療養病床)	介護保険法	病状が安定するも長期療養を要し、療養上の管理や看護、介護等が必要な人	2
11P	都市型軽費老人ホーム	老人福祉法	60歳以上で自立した日常生活に不安があり、低廉な料金で食事提供等の生活支援を要する世田谷区民	8
12P	認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	老人福祉法 介護保険法	家庭的な環境における日常生活のケアにより、安定した生活を送れるよう支援を要する認知症のある世田谷区民	42
13P	小規模多機能型居宅介護	介護保険法 老人福祉法	予め契約し、「通い」「訪問」「泊まり」の3つのサービスを柔軟に組み合わせることにより在宅生活を継続できる世田谷区民	11
14P	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)	60歳以上または介護認定を受けた60歳未満者で、生活支援サービスや安否確認を要し、バリアフリー構造の住宅で生活を継続できる人	28
15P 16P	有料老人ホーム 【介護付き(有料老人)ホーム】 (特定施設入居者生活介護)	老人福祉法 介護保険法	介護が必要になってもホームが提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながら生活ができる人	67
17P	有料老人ホーム 【住宅型有料老人ホーム】	老人福祉法	食事提供等の施設内サービス以外に、介護が必要になった場合には、地域の介護サービスを利用しながら生活ができる人	22

社会福祉法人が運営

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

【入所できる人】

申し込み時に、原則要介護3以上で、常時介護を要する人。治療行為の必要のない人。自宅での介護は困難な人。

【利用できるサービス・特徴】

**入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話。
入居の期限はない。**

【利用するには】

**お住まい管轄の区保健福祉課に申込み
(希望は3ヶ所まで)→必要度の高い人から入居**

【費用負担目安】

月額8万円~18万円 入居一時金なし。

**※1割負担の場合。利用料は、介護度、減額割合、
居室タイプ等により、入居者ごとに異なります。**



社会福祉法人が運営

地域密着型特別養護老人ホーム

【入所できる人】

申し込み時に、原則要介護3以上で常時介護を要する人。治療行為の必要のない人。自宅での介護は困難な人。世田谷区民。

【利用できるサービス・特徴】

定員29人以下で家庭的な雰囲気の中、入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話。入居期限なし。

【利用するには】

**お住まい管轄の区保健福祉課に申込み
→必要度の高い人から入居**

【費用負担目安】

月額6万円～15万円。入居一時金なし。
※1割負担の場合。利用料は、介護度、減額割合、
居室タイプ等により、入居者ごとに異なります。



社会福祉法人・医療法人が運営

介護老人保健施設（老人保健施設）

【入所できる人】

要介護1～5の人が、入院・治療の必要がなく、身体状況や病状が安定している、リハビリテーション・看護・介護が必要な人。

【利用できるサービス・特徴】

機能訓練・日常生活のケア。入所は一定期間。

【利用するには】

施設に直接申し込み

【費用負担目安】

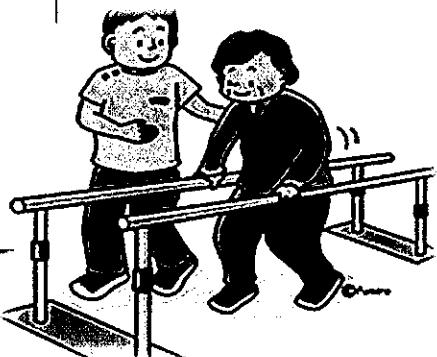
月額約12万円～17万円(多床室)

入所一時金なし。

*一定要件を満たす人は食費・居住費の減免制度あり

【その他】

在宅復帰を目指し、病院と自宅の中間的な施設としての役割をもつ施設。日常生活動作・身体機能の維持向上を目指します。



医療法人が運営

介護療養型医療施設 (療養病床)

【入院できる人】

原則、要介護 1 以上で 65 歳以上の人。

【利用できるサービス・特徴】

長期療養が必要だが、病状は安定しており、かつ自宅では療養が難しい人。医療・看護・リハビリテーションなどの医療サービスを中心に、日常生活上の介護サービスを受けられる。

【利用するには】

施設(指定病院)に直接申し込み

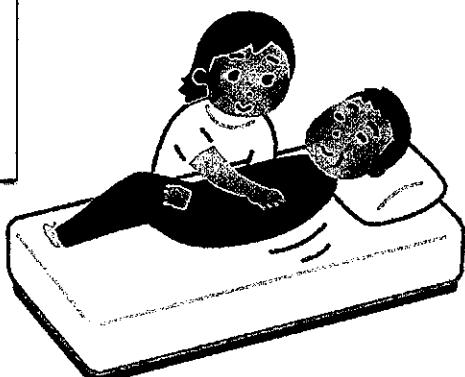
【費用負担目安】

月額約 15 万円～20万円(目安)

一時金なし。

【その他】

**医療の必要度が高い場合は、
医療保険対応の病床利用となります。**



社会福祉法人が運営

都市型軽費老人ホーム

【入居できる人】

60歳以上。世田谷区民。日常生活に不安があるが、家族による援助が困難な人。

【利用できるサービス・特徴】

**日常生活の見守り・食事の提供など
入居期限は特になし。**

【利用するには】

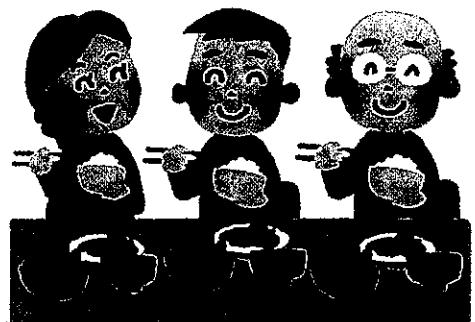
お住まいを管轄する区保健福祉課に申込み

【費用負担目安】

**月額6万円～26万円(目安)。
入居一時金なし。(利用料は、年収などにより異なります)**

【その他】

日常生活の支援が必要になった場合には、介護保険サービスの利用が可能です。



株式会社・社会福祉法人・医療法人・NPO法人等が運営

認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)

【入居できる人】

**要支援2～要介護5の人
医療行為の必要がない認知症の人のみ
区内に住民票がある人のみ**

【利用できるサービス・特徴】

**入浴・食事・排泄等の介護、日常生活上の世話
少人数の家庭的な雰囲気
入居期限は特になし。**

【利用するには】

見学→申込み→ご本人面談→入居

【費用負担目安】

月額 18万円～25万円。入居一時金が必要な場合あり。

【その他】

**1フロア9人までの小規模な施設で、
できることは自分で行いながら、自立
した生活を目指します。**



社会福祉法人・株式会社等が運営

小規模多機能型居宅介護

【利用できる人】

要支援 1～2 と要介護 1～5までの世田谷区民

【利用できるサービス・特徴】

**24時間365日、「通い」・「訪問」・「泊まい」の
3サービスを組み合わせて在宅生活の支援を行う**

【利用するには】

施設に直接申し込み

【費用負担目安】

月額 4千円～3万円

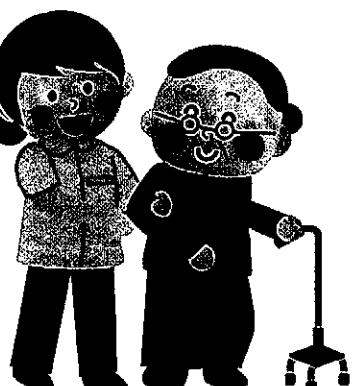
宿泊 一泊 5千円～別に食事・洗濯・おむつ代等

【その他】

自宅・地域での生活をサポートするサービス。

顔馴染みのスタッフによる、24時間365日

切れ目なしのサービス提供で、安心です。



社会福祉法人、株式会社等が運営

サービス付き高齢者向け住宅

【入居できる人】

概ね 65 歳以上の高齢者(ホームにより異なる)

【利用できるサービス・特徴】

(必須サービス)安否確認と生活相談サービス
必須のサービス以外は、それぞれの住まいに
よって内容が異なる。

【利用するには】

施設に直接申し込み

【費用負担目安】

月額 15 万円~。入居一時金が必要な場合あり。

【その他】

**在宅で利用していたデイサービスや
訪問介護の利用は継続できます。**
**サービス付き高齢者向け住宅の
95%以上では「食事提供」を行って
おり、実質的には「有料老人ホー
ム」です。**



主に民間企業が運営

有料老人ホーム

【入居できる人】

老人(厳密な定義はない)。ホームにより異なる)

【利用できるサービス・特徴】

入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話。
終身利用可能。

有料老人ホームは、施設が提供するサービス内容や入居者の健康状態により、下記の3タイプに分類される。

- ①介護付き(有料老人)ホーム(特定施設入居者生活介護)**
…ホーム内職員により介護サービスを提供
- ②住宅型有料老人ホーム**…外部から介護サービスを提供
- ③健康型有料老人ホーム**…介護が必要になったら退去

【利用するには】

施設に直接申し込み

【費用負担・その他】

月額 20万円~70万円

入居一時金が必要な場合あり。月額利用料には幅がある。

①介護付き(有料老人)ホーム (特定施設入居者生活介護)

【入居できる人】

「介護専用」型：要介護 1 以上の人。
「混合」型：ホームにより異なるが、特に指定なし。

【利用できるサービス・特徴】

終の棲家
医療行為がある人も入居可能(要相談)
入居期限は特になし

【費用負担・その他】

指定されたホームの介護保険料は、介護度に合わせて
1日当たりの介護保険自己負担額が定額となる。

特定施設入居者生活介護とは
特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅など）に入居している要介護者に対して、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上のお世話、機能訓練をすることを指します。これらのサービスを提供するための人員基準や設備、運営基準の条件を満たし、都道府県より指定を受けたホームのみ「介護付き（有料老人）ホーム」といいます。

②住宅型有料老人ホーム

【入居できる人】施設により異なります

自立から要介護の人まで。60歳以上の人。

【利用できるサービス・特徴】

**介護保険の認定を受けていないホームで、
施設内サービスは、基本的に食事のサービス
と緊急時の対応などの日常生活の支援のみ。
入居期限は特になし。**

【費用負担・その他】

**介護サービス費は自宅で利用した時と同様に、
介護保険は自己負担分、医療費は実費となる。**

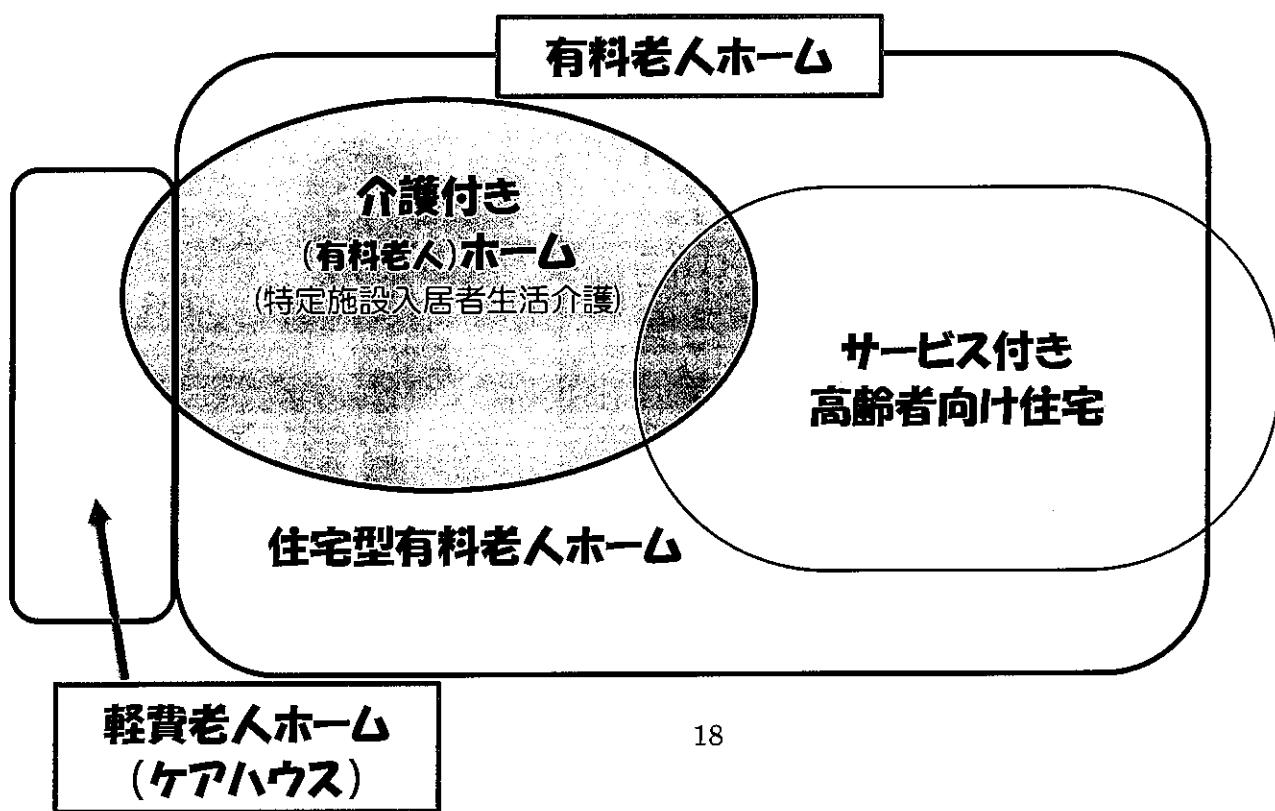
介護付き（有料老人）ホームは介護保険自己負担分が定額ですが、住宅型有料老人ホームに入居中に外部の介護サービスを利用する場合には、自己負担分が介護付き（有料老人）ホームより高くなる場合があります。



(参考) よく似た 24 時間体制のサービスの比較

	特別養護老人ホーム	介護付き(有料老人)ホーム (特定施設入居者生活介護)	小規模多機能型居宅介護
運営主体	社会福祉法人等が運営	主に民間企業が運営	社会福祉法人や民間企業等が運営
対象者	要介護 3 以上	ホームによって異なるが自立者から入居可能なところもあり。	要支援 1・2、要介護 1 以上
位置づけ	住まい	終の棲家	地域での生活をサポートする施設 ※宿泊機能はあるが、住まいではない
介護保険自己負担費用	介護度によって一定(日単位)	介護度によって一定(日単位)	介護度によって一定(月単位) ※入院等があっても一定

(参考) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の関係性イメージ図



高齢者施設利用料等に係わる減額・減免等の制度

(平成29年7月)

	名称	概要	世田谷区の窓口
還付	高額介護サービス費	自己負担上限額超過の場合に、超過分を払い戻し。	高齢福祉部 介護保険課 保険給付係
還付	高額療養費	自己負担上限額超過の場合に、超過分を払い戻し。	保健福祉部 国保・年金課
還付	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費	医療保険及び介護保険サービスの両方を利用し、年間の自己負担額が基準額超過の場合に、超過分を払い戻し。	保健福祉部 国保・年金課
減免	「介護保険負担限度額認定証」の発行	介護施設利用時の居住費及び食費の負担額を軽減。	高齢福祉部 介護保険課 保険給付係
減免	「生活困窮者に対する利用者負担額軽減確認証」の発行	介護保険サービスの自己負担分を軽減。	住所地の総合支所 保健福祉課
控除	障害者控除・特別障害者控除	65歳以上で要支援または要介護認定を受けた人が一定の基準を満たす場合、本人またはその被扶養者が所得税・住民税控除の対象となる。	住所地の総合支所 保健福祉課
控除	医療費控除	医療費及び一部の介護保険サービス利用料が控除対象となる。	税務署

施設利用に関する相談窓口

【特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホームの問合せ・入居申請先】

地域	担当窓口	電話番号
世田谷地域	世田谷総合支所保健福祉課	03-5432-2854
北沢地域	北沢総合支所保健福祉課	03-3323-9907
玉川地域	玉川総合支所保健福祉課	03-3702-1894
砧地域	砧総合支所保健福祉課	03-3482-8193
烏山地域	烏山総合支所保健福祉課	03-3326-6114

【有料老人ホームに関する全国の情報】

公益社団法人「全国有料老人ホーム協会」

中央区日本橋3-5-14アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

入居相談電話：03-3548-1077

【サービス付き高齢者向け住宅に関する情報】

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

www.satsuki-jyutaku.jp

【その他の施設情報

とうきょう福祉ナビゲーション（「福ナビ」） www.fukunavi.or.jp

※個々の施設への見学申し込み等について

事前に連絡し、日時の予約をした上でお出かけになることをお勧めします。

日常生活の困りごとなどに対する身近な総合相談窓口

(平成29年9月)

	担当区域	担当あんしんすこやかセンター	電話番号
世 田 谷 地 域	池尻1~3、池尻4(1~32番)、三宿1~2	池尻あんしんすこやかセンター	03-5433-2512
	太子堂1~5、三軒茶屋1	太子堂あんしんすこやかセンター	03-5486-9726
	若林1~5、三軒茶屋2	若林あんしんすこやかセンター	03-5431-3527
	世田谷1~4、桜1~3、弦巻1~5	上町あんしんすこやかセンター	03-5450-3481
	宮坂1~3、桜丘1~5、経堂1~5	経堂あんしんすこやかセンター	03-5451-5580
	下馬1~6、野沢1~4	下馬あんしんすこやかセンター	03-3422-7218
	上馬1~5、駒沢1~2	上馬あんしんすこやかセンター	03-5430-8059
北 沢 地 域	代田1~3、梅丘1~3、豪徳寺1~2	梅丘あんしんすこやかセンター	03-5426-1957
	代沢1~5、池尻4(33~39番)	代沢あんしんすこやかセンター	03-5432-0533
	代田4~6、羽根木1~2、大原1~2	新代田あんしんすこやかセンター	03-5355-3402
	北沢1~5	北沢あんしんすこやかセンター	03-5478-9101
	松原1~6	松原あんしんすこやかセンター	03-3323-2511
	赤堤1~5、桜上水1~5	松沢あんしんすこやかセンター	03-3325-2352
玉 川 地 域	東玉川1~2、奥沢1~3	奥沢あんしんすこやかセンター	03-5726-3511
	玉川田園調布1~2、奥沢4~8	九品仏あんしんすこやかセンター	03-3722-4973
	玉堤1~2、等々力1~8、尾山台1~3	等々力あんしんすこやかセンター	03-3705-6528
	上野毛1~4、野毛1~3、中町1~5	上野毛あんしんすこやかセンター	03-3703-8956
	上用賀1~6、用賀1~4、	用賀あんしんすこやかセンター	03-3708-4457
	玉川1~4、瀬田1~5、玉川台1~2	同上 相談分室	03-5797-5516
	駒沢3~5、駒沢公園、新町1~3、 桜新町1~2、深沢1~8	深沢あんしんすこやかセンター	03-5779-6670
砧 地 域	祖師谷1~6、千歳台1~2	祖師谷あんしんすこやかセンター	03-3789-4589
	成城1~9	成城あんしんすこやかセンター	03-3483-8600
	船橋1~7、千歳台3~6	船橋あんしんすこやかセンター	03-3482-3276
	喜多見1~9、宇奈根1~3、鎌田1~4	喜多見あんしんすこやかセンター	03-3415-2313
	岡本1~3、大蔵1~6、砧1~8、砧公園	砧あんしんすこやかセンター	03-3416-3217
鳥 山 地 域	上北沢1~5、八幡山1~3	上北沢あんしんすこやかセンター	03-3306-1511
	上祖師谷1~7、粕谷1~4	上祖師谷あんしんすこやかセンター	03-5315-5577
	給田1~5、南烏山1~6、北烏山1~9	烏山あんしんすこやかセンター	03-3307-1198

※「あんしんすこやかセンター」は世田谷区の地域包括支援センターの名称です。

地域包括支援センターは、全国にあります。 身近な福祉の総合相談窓口として、ご活用ください。

せたがやの高齢者施設

お役立ちガイド

発行 平成29年10月

作成 世田谷ケアマネジャー連絡会

「施設ケアマネジャー部会」

協力  **公益社団法人 全国有料老人ホーム協会**

 **一般社団法人
全国介護付きホーム協会**